

**第1条 BizSTATION 総合振込 XML サービスおよび BizSTATION 総合振込 XML サービス利用規定**

1. BizSTATION 総合振込 XML サービス（以下「Biz 総振 XML サービス」といいます。）とは、BizSTATION 総合／給与振込サービスをお申し込みのお客さまが、第2条で定める機能を追加で利用できるサービスのことをいいます。
2. Biz 総振 XML サービスの利用にあたっては本 BizSTATION 総合振込 XML サービス利用規定（以下「Biz 総振 XML 規定」といいます。）および BizSTATION 利用規定を適用するものとします（BizSTATION 利用規定に規定された「本サービス」に Biz 総振 XML サービスが含まれるものとします）。なお、Biz 総振 XML 規定と BizSTATION 利用規定が抵触する場合には、Biz 総振 XML 規定が優先されるものとします。

**第2条 Biz 総振 XML サービスの内容**

1. Biz 総振 XML サービスは以下の機能があります。
  - (1)お客さまが BizSTATION 利用規定第9条で定める「総合振込」取引を当行所定の XML 形式のファイルを利用し依頼できる機能。
  - (2)前号の XML 形式のファイルにお客さまが入力された金融 EDI 情報、受取人法人番号（法人マイナンバー）、振込依頼人法人番号（法人マイナンバー）、取引明細識別番号（振込依頼人発行）（以下まとめて「金融 EDI 情報等」といいます。）を、当行から振込先の金融機関あてに振込通知とともに発信する機能。なお、受取人法人番号（法人マイナンバー）、振込依頼人法人番号（法人マイナンバー）、取引明細識別番号（振込依頼人発行）は金融 EDI 情報が入力されている場合のみ、当行から振込先の金融機関あてに金融 EDI 情報とともに発信されます。
2. お客さまがご利用、お申し込み中の他のサービスにより、Biz 総振 XML サービスの一部または全部の機能をご利用いただけない場合があります。

**第3条 利用手数料**

Biz 総振 XML サービスの利用にあたっては、BizSTATION 利用規定に定める総合／給与振込サービス利用手数料とは別に、Biz 総振 XML サービス利用手数料および消費税・地方消費税相当額（お客さまが非居住者であるか、また Biz 総振 XML サービスの提供が消費税の免除され得るものであるかを問いません。以下「消費税」といいます。）をいただきます（税制が改正された場合には当該改正後の税率等に従い消費税をいただきます。以下同じです）。手数料金額につきましては、当行所定のものといたしますので、ウェブサイト上で随時ご確認ください。この場合、当行は Biz 総振 XML サービス利用手数料および消費税を、通帳・払戻請求書・カードまたは小切手の提出なしに、代表口座から当行所定の日に自動的に引き落とします。Biz 総振 XML サービス利用手数料および消費税が引落せなかった場合、当行は引落せなかった額に相当する金額を登録されているサービス指定口座から通帳・払戻請求書・カードまたは小切手の提出なしに引き落とせるものとします。なお、サービス指定口座が外貨預金の場合は引落日における当行所定の外国為替相場により換算のうえ引き落とすものとします。

**第4条 利用申込・サービスの取止**

1. Biz 総振 XML サービスは、BizSTATION 総合／給与振込サービスをご利用またはお申し込みのお客さまのみ申し込めます。また、お客さまがご利用、お申し込み中の他のサービスにより、Biz 総振 XML サービスを申し込めない場合があります。
2. Biz 総振 XML サービスの利用を申し込みされる方は Biz 総振 XML 規定、BizSTATION 利用規定その他関連諸規定の内容をご了承のうえ当行所定の方法により申込むものとします。
3. お客さまは、当行所定の方法により Biz 総振 XML サービスを取り止めることができます。ただし、Biz 総振 XML サービスの取り止め時までに、Biz 総振 XML サービスで依頼した「総合振込」取引の処理が完了していない場合は、当該取引依頼の取消を行なった上でなければ Biz 総振 XML サービスの取り止めはできないものとします。
4. Biz 総振 XML サービスを取り止めた場合でも、BizSTATION 総合／給与振込サービスは引き続きご利用になれるものとします。
5. BizSTATION 総合／給与振込サービスを取り止める場合は、Biz 総振 XML サービスも取り止めるものとします。

**第5条 機能の優先**

1. お客さまが Biz 総振 XML サービスを利用し「総合振込」取引を依頼した際に当行または金融機関の共有システムの端末機、通信回線またはコンピューター等に障害・処理遅延等が発生し、金融 EDI 情報等の発信ができない場合でも、当行は「総合振込」取引の手続を行います。この場合、当行は、セキュアメッセージ等により、金融 EDI 情報等を発信せず、「総合振込」取引を行った旨をお客さまに通知します。
2. 前項により、万一お客さまに損害が発生した場合でも、当行は責任を負いません。また、金融 EDI 情報等のみを後から発信することはできません。

**第6条 免責事項等**

1. お客さまが Biz 総振 XML サービスを利用し「総合振込」取引を依頼した場合であっても、被仕向銀行が全銀 EDI システムに接続していないなどの被仕向銀行の事情により、発信した金融 EDI 情報等を受取人において受領できないことがあります。
2. 前項により、万一お客さまに損害が発生した場合でも、当行は責任を負いません。また、金融 EDI 情報等のみを後から発信することはできません。

**第7条 関係規定の適用・準用**

Biz 総振 XML 規定および BizSTATION 利用規定に定めのない事項については、当行関連諸規定を適用または準用するものとします。

**第8条 サービス内容または規定の変更**

当行は Biz 総振 XML サービスまたは Biz 総振 XML 規定の内容を、事前に当行ウェブサイト等に変更する旨、その変更内容およびその変更日を掲載して告知することにより、何時でも任意に変更できるものとします。変更日以降は変更後の内容に従い取り扱うこととします。かかる変更により万一お客さまに損害が生じた場合でも、当行は責任を負いません。

以上